

専門家の指導のもと適正な会計管理に取り組んでいる
中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援します！！

税理士等連携保証

税理士・公認会計士、
金融機関、
山梨県信用保証協会
が連携

信用保証料率

0.1%割引



資格要件

- ①山梨県内において1年以上同一事業を営んでいる法人であること。
- ②東京地方税理士会山梨県会等に所属する税理士、税理士法人または公認会計士と顧問契約を締結していること。

対象要件

- ①「中小企業会計要領チェックリスト」の当該項目がすべて「YES」であり、かつ税理士等の作成した「推薦書」(所定様式)を提出できること。
- ②税理士法第33条の2第1項の規定による書面の写しを提出できること。



山梨県信用保証協会

詳しくは裏面をご覧ください

税理士等連携保証 制度概要



資金使途	運転資金または設備資金
保証限度額	3,000万円(1企業1口限りとする。) ただし、概ね平均月商の3ヶ月の額の範囲内とする。
保証割合	責任共有制度の方式による。
保証期間	10年以内(据置期間1年以内) ただし一括返済は1年以内
貸付形式	証書貸付または手形貸付
貸付利率	金融機関所定利率
返済方法	証書貸付 … 原則、均等分割返済 手形貸付 … 原則、一括返済
保証人	原則として、法人の代表者を除いては保証人を徴求しないこととする。
担保	原則として無担保
信用保証料	一般保証の責任共有保証料率より一律 0.1%の割引 を行う。



※金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。

山梨を支える企業とともに



山梨県信用保証協会

山梨県信用保証協会

検索



<https://cgc-yamanashi.or.jp/>

フリーダイヤル 0120(970)260

本店 営業部 〒400-0035 山梨県甲府市飯田 2-2-1

[TEL:055-235-9700](tel:055-235-9700) FAX:055-232-0166

富士吉田支店 〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田 2-31-14

[TEL:0555-22-0992](tel:0555-22-0992) FAX:0555-22-0921